

運動部活動・文化部活動に関する活動方針

調布市立第七中学校

学校における 部活動の方針	調布市教育委員会方針に則り、本校の生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築することや芸術文化等の活動に親しみ多様な表現や鑑賞の活動を通して豊かな心や創造性を涵養するという観点に立ち、運動部活動・文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。 ・地域学校協働本部事業を活用し、部活動指導員等の人材活用による部活動指導の負担軽減を図ること。 ・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、効果的に取り組むこと。 ・学校全体として運動部活動・文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
適切な休養日等の 設定方針	【休養日】 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。) 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(5日以上)を設ける。 【活動時間】 スポーツ庁、文化庁の部活動ガイドラインに準ずる 1 1日の活動時間は、学期中の平日は2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ※ 活動時間には、準備・片付けを含む。なお、朝練習実施の場合は放課後練習と合算した時間とする。